

平成24年12月 5 日
農 林 水 産 省

審査メモで示された論点に対する回答

I 計画の変更

1 調査事項の変更等

(1) 海面漁業調査 漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

「IV 漁業経営について」-「1 過去 1 年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」

1 種類若しくは 2 種類の漁業種類を営む漁業経営体が全体の 8 割弱を占めているとしても、3 種類以上の漁業種類を営む漁業経営体が 2 割以上いる中で、販売金額が 2 番目に多い漁業種類の把握を取り止めることよって、利用者ニーズ等からみて、従前の調査結果と時系列比較に問題は生じないのか。

1 種類の漁業種類しか営んでいない漁業経営体の割合が全体の半数近く、1 種類と 2 種類の漁業種類しか営んでいない漁業経営体の割合を合計すると全体の 8 割弱を占めており、これまでも作成してきた営んだ漁業種類の集計で生産構造を概ね把握することが可能であることから利活用上特段の支障はないと考える。

(3) 海面漁業調査 漁業管理組織調査票

「I 11月1日現在の参加漁業経営体」-「1 管理組織に参加している経営体数」
及び「2 管理を行っている漁業種類別の経営体数」

漁業管理組織に参加している漁業経営体数の把握について、今後、利用者ニーズ等に応じて、規模別による検証・分析を行うことが可能とする余地を残す必要はないのか。従前の実数値の把握から、規模別の把握に変更することは適当か。

なお、OCR対応化された様式でも実数記入の調査事項がみられるところである。

(回答)

- 1 2008年漁業センサスにおける「管理組織に参加している経営体数」及び「管理を行っている漁業種類別の経営体数」については、実数での把握を行っているところであるが、公表については、規模別での集計結果を公表しているところである。
- 2 また、試行調査結果からも、未記入を減らし、正確性や精度を確保できることが確認できており、利活用状況等を踏まえ、実数での記入による調査対象への負担を減らしつつ、OCR化の導入に伴い誤読や判定不能を少しでも防ぐため、規模別の把握に変更するものであり妥当と考える。
- 3 なお、設定している階層区分については、過去3回分の階層別の構成比を見ても偏りや変化が少なく、これよりも細分化する必要はないことから、表章区分の階層とすることが適当である。

【管理組織に参加漁業経営体数の階層別割合】

(%)

	計	10経営体 未 満	10 ~ 20	20 ~ 30	30 ~ 50	50 ~ 100	100 ~ 200	200 ~ 300	300経営体 以 上
1998年	100	12.9	20.4	14.0	17.0	18.5	10.1	3.5	3.6
2003年	100	12.2	19.3	14.9	17.4	17.7	10.4	4.3	3.8
2008年	100	14.0	20.5	12.9	18.1	16.7	9.6	3.6	4.6

1 調査事項の変更等

(7) 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

「Ⅲ 水産加工場」-「1 過去1年間で生産した水産加工品の生産量」

- ① 本年7月に実施された2013年漁業センサス試行調査では、以下の2つの方法について試行している。
- ア 水産加工（陸上）調査票による調査を漁業センサス実施年は休止とし、その代替として、漁業センサスにおいて、水産加工（陸上）調査票による調査の報告者となっている事業所については、把握する水産加工品の種類を68品目とし、その他の事業所については、把握する水産加工品の種類を21品目とする方法
- イ 水産加工（陸上）調査票による調査を漁業センサス実施年は休止とし、その代替として、漁業センサスにおいて、把握する水産加工品の種類を21品目から68品目に細分化する方法
- これらの試行調査結果を踏まえ、今回、イの方法により実施することとした理由等は何か。
- ② そもそも全ての水産加工場を対象に、水産加工品68品目を把握することとしているが、生産量、販売額などの観点から、国として行政施策等を実施する上で把握しなければならない必要性は何か。
- ③ 報告者負担等の軽減を図る観点から、調査対象品目数について見直しを行う余地はないのか。
- ④ 今回の変更に伴い、結果表の表章については、どのような見直しを行うこととしているのか。

(回答)

①について

試行調査のアにより、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票をロング（68品目）、ショート（21品目）の2種類を用いて配り分けを行ったところ、調査員からは調査準備に係る時間が多くかかり、調査が煩雑であったとの意見があり、調査員への負担が増加することが明らかとなった。

また、ロングとショートの2種類の調査票の違いによる回収率及び調査対象の回答状況については、以下のとおり特段の差異は見られず、前述の調査員及び客体の負担を考慮し、イを採用することとしたものである。

調査票の回収率

	対象	回収	未回収	回収率 (%)
(ショート) 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査票A	22	21	1	95.5
(ロング) 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査票B	73	68	5	93.2

水産加工品の生産量に関する項目の回答状況

単位：%

	調査対象が適切に回答 (回収時の調査員の聞き取りによる補完も含まれる)	調査員が補正	センターが補正	未記入等
(ショート) 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査票A	85.7	0.0	14.3	0.0
(ロング) 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査票B	85.1	3.0	10.4	1.5

②について

- 「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」(昭和52年法律第93号)に基づく水産加工資金に係る融資の可否を決定する際に、水産加工品の安定供給という観点から対象魚種の利用量とその製品の生産量が重要なポイントとなるが、融資を受ける加工業者から提出された計画書の中の製品数量の妥当性、客観性の判断を行う際に水産物流通調査の都道府県別品目別生産量(68品目ベース)を利用している。
- また、食料需給表の作成等に必要なデータでもあり、有効利用されているところである。食料需給表の作成に当たっては、魚種ごと、加工品目ごとに需給動向を整理して作成しているところであり、加工品目を削除することにより食料需給表の作成に支障が生じる。
さらに、輸入割当枠の設定に当たっても水産物流通調査結果を利用しているところであり、魚種を特定できる品目については、輸入割当枠を設定する上でも必要不可欠な情報である。
- 加えて、当省では我が国の水産業における東日本大震災被災地の重要性を踏まえ、昨年6月に「水産復興マスタープラン」を策定し、被災地の水産業を構成する各分野の総合的・一体的な復興に向け全力を尽くすこととしており、今回の漁業センサスにより全国及び被災地の品目別・都道府県別生産量を把握し、被災地における水産加工生産量の全国に占めるシェア等を明らかにすることが被災地の復興に向けた施策の企画・立案・評価に欠かせないものとなる。

③について

試行調査の際に、調査客体から68品目の方がいくつかの品目の生産量の計を計算して記入するより、台帳にある品目に近いレベルで転記の方が負担感もなく回答しやすいという意見が寄せられたところであり、68品目が妥当と考える。

④について

調査対象品目数が増えることで、従来の表章より詳細な地域別、従業者規模別や販売金額規模別の生産量を表章することとしている。

1 調査事項の変更等

(7) 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

「Ⅲ 水産加工場」-「5 製品製造の工程管理内容について」-「(1) 事業所におけるHACCP手法の導入状況」

- ① HACCP手法の導入状況については、行政機関（国、地方公共団体）による認証、業界団体による認証を受けている事業所は、調査によらず、当該行政機関等への照会によって把握が可能と考えられることから、報告者負担等の軽減の観点からも、調査内容について精査する必要があるのではないか。
- ② 導入していないが、導入を決定している場合、2、3の両方に印を付けるのか、3のみに印をつけるのか、現行の記載では明らかではない。仮に3のみの記入であれば、その旨の説明が必要ではないか。

(回答)

①について

- 1 HACCPの認証は、厚生労働省や大日本水産会、地方自治体による認証の他に、取引相手によっては自己認証も可能としているなど様々であり、行政機関等への照会により全てを把握することは不可能である。
- 2 また、新たな水産基本計画（平成24年3月閣議決定）に基づく水産物流通の品質・衛生管理対策の推進、水産物の輸出促進に併せ、水産加工業等におけるHACCP手法の導入を促進するため、ガイドライン作成、HACCP研修等の開催、専門家による現地指導等を推進することとしている。
- 3 そのため、全国の全ての水産加工場を調査対象とし、地域別、従業者規模別、主とする加工種類別や販売金額規模別といった詳細な実態把握が可能となる漁業センサスにおいて調査を実施することが適当であると考えます。
- 4 なお、次期漁業センサスの項目設定に当たっては、HACCP手法の導入状況等を踏まえ、検討することとしたい。

②について

導入していないが、導入を決定している場合、「3」のみに印をつけるように工夫したい。なお、ご指摘のとおり記入者が混乱しないよう手引等でも説明したい。

3 調査時期の変更

従前は、すべての調査票について、同一の調査時期（11月1日）に実施していたが、今回は、調査時期を11月1日と調査実施翌年の1月1日に分けて実施することについて、調査の効率性等との観点から下記の点について検討の必要があるのではないか。

- ① 調査時期が2つに分かれることから、調査の実施における業務が輻輳するため、紛れがないようにどのような措置が検討されているのか。
- ② また、調査全体のスケジュールにおいて、異なる調査時期の調査実施に係る事務の流れは紛れがないものとなっているのか。
- ③ 従前の調査結果との時系列比較に問題は生じないのか。

（回答）

①及び②について

漁業センサスの調査体系は、海面漁業調査、内水面漁業調査、流通加工調査となっており、調査に当たる統計調査員は調査体系ごとに設置するなど、調査の実施は独立していることから、業務が輻輳することはない。むしろ、調査時期を分けることで異なる調査に同一の統計調査員が従事可能となることから、統計調査員を有効利用できる。

③について

調査時期を11月1日から1月1日としてもわずか2ヵ月のずれであり、また、いずれも過去1年間の把握であることから、利活用上特段の支障はないと考える。

4 調査方法の変更

(1) OCR対応調査票の導入

- ① 調査票のOCR化により、従来、人が入力していた際に行っていた検査チェックが行われなくことはないのか。
- ② OCRの読み取りは、どの程度正確なものか、読み取り困難なケースはどのように対処するのか。
- ③ 調査結果の公表時期については、従前と同様となっているが、調査票のOCR対応により、これまでの調査票の入力（パンチ入力）に係る時間が短縮されることが見込まれるため、処理時間の迅速化の観点から、さらなる早期化を図る必要があるのではないか。

(回答)

①について

OCR読み取りは外部発注することとしており不読文字等のチェックを行うよう契約する予定である。

②について

調査対象の記入の状況にもよるが、当省の実績ではほぼ完全に読み取れている。

万一、読み取り困難なケースがあった場合、読み取り後の調査票データを都道府県に還元した際に、当該項目を調査員又は市区町村へ照会し、都道府県において修正する。

③について

1 2013年漁業センサスにおいては、2010年6月に行われた行政事業レビューにおいて予算の効率化のために調査票データのOCR読み取りについて検討せよとの指摘があり、OCR調査票による調査を実施する計画である。

2 また、本省において調査票の一括入力発注を予定しており、調査票の発送等に時間を要すると考え、入力が終了するのは従前の現場でパンチ入力していたのに要した時期と大差ないと考えられることから、調査結果の公表時期については、現時点では早期化は難しい。

3 なお、今回の結果を踏まえ、次期漁業センサスにおいて公表早期化についても検討することとしたい。

4 調査方法の変更

(2) コールセンターの設置

- ① 2008年調査時における調査実施期間中における照会対応等の実績についてはどのようなになっているのか。
- ② 初めてコールセンターを設置するに当たり、設置、運営等について、どのような検討がなされているのか。

(回答)

①について

2008年調査時において、照会件数及び休日出勤日数等の実績は、各自治体により異なっており、定量的な照会件数はわからないため、全国一律的な定量把握は行っていないが、例えば、本省は調査担当職員が調査日の前後1週間に交代で休日出勤し、電話照会に対応したところ。

なお、地方自治体及び地方組織については、現場実態及び調査員の実査スケジュール等に応じ、各々の判断にて対応していたところ。

また、地方自治体からも、コールセンターの設置について強く求められている。

②について

漁業センサスでは初めてコールセンターを設置することから、2010年農林業センサスにおいてコールセンターを設置し運営した実績をもとに、

- (1) コールセンターへの入電見込件数（日別、時間帯別）を算出し、実査スケジュールに合わせ、オペレーター員数を配置

※ 2010農林業センサスでは、総入電数17,255件

- (2) 照会内容別入電・応答数をもとに、マニュアルを充実するとともに、オペレーターの指導を徹底

することを検討している。

5 集計事項の変更

今回の調査事項の追加等に伴い、結果表の表章（様式）は具体的にどのようなになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の結果表と変更後の様式のイメージはどのようなものとなるのか。

- ・ 漁業を行った人の経営主との続柄
〔 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅴ（個人経営体用） 〕
- ・ 漁業経営における販売金額が2番目に多かったもの
〔 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） 〕
- ・ 水産加工場における生產品目及び製品製造の工程管理（HACCP手法の導入）
（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）

（回答）

- ・ 漁業を行った人の経営主との続柄
〔 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅴ（個人経営体用） 〕

（別紙1を参照。）

- ・ 漁業経営における販売金額が2番目に多かったもの
〔 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） 〕

（別紙2を参照。）

- ・ 水産加工場における生產品目及び製品製造の工程管理（HACCP手法の導入）
（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）

（別紙3を参照。）

経営体階層別や経営主の男女別・年齢別に世代構成別統計表を新たに表章することにより、漁業経営体のより詳細な生産構造及び就業構造を把握する。

(新規作成)

単位：経営体

	計	一 世 代		二 世 代		三 世 代
		個 人 経 営	一 人 夫 婦 個 人 経 営	個 人 経 営	親 子 個 人 経 営	

1 種類の漁業種類しか営んでいない漁業経営体の割合が全体の半数近く、1 種類と 2 種類の漁業種類しか営んでいない漁業経営体の割合を合計すると全体の 8 割弱を占めており、これまでも作成してきた営んだ漁業種類の集計で生産構造を概ね把握することが可能であることから見直しは行わない。

地域別、従業者規模別や販売金額規模別に水産加工種類別生産量を表章することにより、水産加工場のより詳細な生産構造及び就業構造を把握する。

(見直し前)

単位:100枚						単位kg			
冷凍水産物	缶・びん詰	焼・味付のり	寒天	油脂	ねり製品				冷凍食品
					計	かまぼこ類	魚肉ハム・ソーセージ類		
単位kg									
素干し品	塩干品	煮干し品	塩蔵品	くん製品	節製品	その他の食用加工品			
						計	塩辛類	水産物漬物	
単位kg									
その他の食用加工品(続き)									
調味加工品					その他	飼肥料			
小計	水産物 つくだ煮類	乾燥・焙焼・ 揚げ加工品	その他						

(見直し後)

単位:kg											
合計	ねり製品			合計	冷凍介食類			水産物 調理食品	素干し品		
	かまぼこ類	魚肉ハム・ ソーセージ類			計	かに類	その他		合計	するめ	いわし
単位:kg											
合計	塩蔵品							煮干し品			
	干しいわし	干しあじ	干しさんま	干しさば	干しかれい	干しほっけ	干しははた	その他	合計	煮干しいわし	しらす干し
単位:kg											
煮干しいかなご・ こうなご	煮干し品			塩蔵品						くん製 品	缶・びん詰
	干し貝柱	その他	合計	塩蔵いわし	塩蔵さば	塩蔵さけ・ます	塩蔵たら・ すけとうだら	塩蔵さんま	その他		
単位:kg											
寒天	油脂	飼肥料	合計	節製品				けずり品			
				計	かつお節	かつおなまり節	さば節	その他	計	かつおけずり節	その他
単位:kg											
合計	その他の塩辛類			水産物漬物	調味加工品						
	計	いか塩辛	その他		計	水産物つくだ煮類			乾燥・焙焼・揚げ加工品		
					小計	こんぶつくだ煮	その他	小計	いか製品	その他	
単位:kg											
その他の食用加工品(つづき)		生鮮冷凍水産物									
調味加工品(続き)	その他の調味加工品	合計	冷凍まぐろ類	冷凍かつお類	冷凍さけ ます類	冷凍いわし類	冷凍まあじ・ わろあじ類	冷凍さば類	冷凍さんま	冷凍たら類	
										計	冷凍ま だら
単位:kg											
生鮮冷凍水産物(続き)											
冷凍たら類	冷凍ほっけ	冷凍いかなご・ こうなご	冷凍ははた	冷凍はたがい	冷凍いか類	冷凍かに類	その他冷凍魚 類・冷凍水産物 類	計	すけとうだら	いわし・さば	ほっけ
単位:kg 単位:100枚											
5割の水産物(続き)											
すり身(続き)		焼・味付のり									
その他											

地域別、従業者規模別、主とする加工種類別や販売金額規模別にH A C C P手法の導入工場数を表章することにより、水産加工場におけるより詳細なH A C C P手法の導入状況を把握する。

(見直し前)

単位：工場

	採用 している	採用 していない
--	------------	-------------

(見直し後)

単位：工場

	導入 している	導入 していない	導入を 決定している
--	------------	-------------	---------------

6 内水面漁業経営体調査（個人経営体）の在り方等に関する検討

- ① 2008年漁業センサス結果をみると、内水面漁業経営体（約5,500）の占める割合は、約5%という実態となっており、どこまでの経営規模、販売金額規模等までを調査対象とすることが必要なのか。
- ② また、行政施策等への利用の面からどこまで必要なのか。

（回答）

①について

内水面漁業については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく第五種共同漁業により行われており、免許を受けた内水面漁業協同組合においては、当該内水面において水産動植物の増殖の義務を負っていることから、内水面においては水産動植物を対象に漁業を行うものすべてが施策の対象とされている。

②について

- 1 「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づく交付金の算定に際し、都道府県及び市町村が作成する基準財政需要額の算出に測定単位として、水産業者数が利用されており、小規模経営体を調査対象から除外することにより水産業者数が減少することで、地方自治体の行政コストに見合う予算措置ができず、地方自治体における水産行政の遂行に支障が生じる。
- 2 また、内水面漁業については、漁業法に基づく第五種共同漁業により行われており、免許を受けた内水面漁業協同組合においては、当該内水面において水産動植物を対象に漁業を行うものすべてが施策の対象とされていることから、水産施策の遂行にも支障が生じる。
- 3 さらに、漁業センサスは、小地域統計の整備を図ることが重要な役割の一つであることから、有事における初期対応として東日本大震災後直ちに、被災地域の漁業経営体調査結果や漁業地域調査結果等の漁業センサス小地域統計結果を用いて関係機関に提供したところであるが、小規模の経営体を調査対象から外すことによって、被災地域の詳細な基礎データの提供ができなくなり、復旧・復興対策に支障が生じることから、内水面漁業経営体調査においては内水面において漁業を行うものすべてに調査を実施すべきと考える。

7 課題として指摘されている事項等への対応状況

前回答申における今後の課題への対応状況

公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況

漁船登録データの保有状況及び当該データの機械処理の可能性に係る検討結果を踏まえ、新規の漁業経営体の捕捉に活用することとしているが、代替として当該データの活用が困難とされている問題に対して、今後どのような対応策を講じることが可能なのか。

(回答)

漁船登録は各都道府県が自治事務として行っていることから、水産庁が作成したシステムを都道府県が導入する義務はなく、独自に開発した漁船登録システムを従来から使用している都道府県もあるなど、漁船登録システムを含めた漁船登録データの管理状況及び個人情報保護条例に基づく対応は各都道府県様々である。今後、新規の漁業経営体の捕捉に活用する以外に、漁船登録データの利活用については困難であると考えている。

8 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応

- ① 東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県について、本調査の実施に当たり、特に調査困難な地域については、被災地の負担を最小限とするためにどのような対応を検討しているのか。
- ② また、復旧・復興に欠かせない統計調査として実施することの目的や必要性について明確にし、被災地の方々を含め、国民の理解が得られるよう、十分な周知を行う必要があるのではないか。

(回答)

①について

- 1 東日本大震災により甚大な被害を受けた東北3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、現在、限られた人的資源で復旧・復興に向けた各種取組が実施されているところであり、当該3県と情報交換しつつ、2013年漁業センサスを的確に実施するため、市町村に対する支援措置が必要との認識を共有しているところである。
- 2 特に、漁業経営体が多く居住しており、東日本大震災の津波被害が甚大であった沿岸部においては、仮設住宅への避難などにより、2008年漁業センサスの母集団そのものが激変しており、調査を円滑に実施するためには、漁業経営体の現在の居住地に関する情報を得るため、漁協等からの協力が欠かせないものと考えている。
- 3 そのため、通常の実査年の8～10月に市町村及び調査員が行う名簿整備に先立ち、農林水産省において全漁連等に協力依頼を行い、組合員名簿等を基に、甚大な被害を受けた地域の客体候補者名簿の整理を行った上で、地方公共団体へ提供することにより、調査対象の的確な把握及び県、市町村の負担軽減に努めたいと考えている。

②について

ご指摘のとおり、調査の実施に当たっては、復旧・復興に欠かせない統計調査として、実施することの目的や必要性について明確にし、関係機関に対する協力要請を行うとともに、被災地の方々を含め、国民の理解が得られるよう、事前の広報活動が重要と考えている。

II 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であり、このため、報告者に対し、報告義務が課しており、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

このような中で、農林水産省が実施する基幹統計調査の調査結果である基幹統計の名称については、紛れが生じない適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係を含め、検討することが必要と考える。

なお、基幹統計の名称について、案の「漁業構造統計」以外に、「水産業構造統計」といった名称についてはどうか。

（回答）

漁業センサスという名称は定着していることから調査名は従前どおりとし、統計名については経済センサスに対する経済構造統計、農林業センサスに対する農林業構造統計にならない、「漁業構造統計」とすることが妥当と考える。

経済センサス	－	経済構造統計
農林業センサス	－	農林業構造統計
漁業センサス	－	漁業構造統計